

# 香川大学医学部附属病院 経営改善（化学療法の運用最適化）

## コンサルティング業務委託者募集基本協定書（案）

香川大学医学部附属病院 経営改善（化学療法の運用最適化）コンサルティング業務委託（以下「本業務」という。）に関し、発注者たる国立大学法人香川大学（以下「大学」という。）と、受注候補者との間で、以下のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、本業務に関し受注候補者が優先交渉権者として決定されたことを確認し、本業務に関する業務委託契約を、大学と受注候補者とが締結することに向けての、大学及び受注候補者の義務を定めるものとする。

### （当事者の義務）

第2条 大学及び受注候補者は、大学と受注候補者との業務委託契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応しなければならない。

2 受注候補者は、業務委託契約の締結のための協議においては、本業務の受注者決定手続における香川大学医学部附属病院及び大学の要望事項を尊重しなければならない。

### （事業の運営）

第3条 大学及び受注候補者は、受注候補者が本業務の運営を「業務委託型」により実施することを確認する。

### （業務委託契約）

第4条 大学及び受注候補者は、本協定締結後、令和8年中に業務委託契約を締結するものとする。

2 大学及び受注候補者は、業務委託契約締結後も、本業務実施のために互いに協力しなくてはならない。

### （準備行為）

第5条 受注候補者は、業務委託契約締結前であっても、本業務実施に向けて必要な準備を行うものとし、大学は、必要かつ相当な範囲で、かかる準備に協力しなくてはならない。

2 準備に必要な費用は、大学及び受注候補者が協議して、その取扱いを決定するものとする。

### （業務委託契約不調の場合の処理）

第6条 事由の如何を問わず、大学と受注候補者との間で業務委託契約の締結に至らなかった場合、大学及び受注候補者が本業務の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを、大学及び受注候補者は確認するものとする。但し、専ら受注候補者の帰責事由により業務委託契約の締結に至らなかった場合は、受注候補者は企画提案書で提出の削減見込額（消費税及び地方消費税相当分を含む。）の5%を違約金として大学に指定する期間内に支払わなければならない。

2 理由の如何を問わず、大学と受注候補者との間で業務委託契約の締結に至らなかった場合、受注候補者は、公表済みの書類を除き、本業務に関して大学から交付を受けた資料及びその複写物を全て返却し、また、本業務に関して大学から交付を受けた資料を基に作成した文書、図面、電子的記録及びその複写物を全て破棄しなければならない。

(秘密保持)

第7条 大学と受注候補者は本基本協定に関する事項につき、知り得た情報について、相手方の事前の承諾を得ることなく第三者に開示しないこと及び本基本協定の履行の目的以外には使用しないことを確認する。但し、本基本協定締結の前に既に自ら保有していた場合、本基本協定締結の前に既に公知であった場合、本基本協定に関して知った後に自らの責めによらずして公知になった場合、本基本協定に関して知った後に正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得した場合、裁判所により開示が命じられた場合、受注候補者が本事業に関する資金調達を図るために合理的に必要なものとして開示する場合及び大学が法令等に基づき開示する場合は、この限りではない。

(準拠法及び管轄裁判所)

第8条 本基本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本基本協定に関する一切の紛争については、高松地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記の合意を証するため、本基本協定書を2通作成し、大学及び受注候補者がそれぞれ記名押印の上、双方が原本各1通を保有する。

年　　月　　日

発　注　者 香川県高松市幸町1番1号

国立大学法人香川大学長 上田 夏生

受注候補者